

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一307	承認日	2015.4.1	1/1
石川民医連内異動に伴う移転費用について					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

公益社団法人 石川勤労者医療協会  
 社会福祉法人 やすらぎ福祉会  
 金沢医療生活協同組合  
 一般社団法人ヘルスプランニング金沢

石川県民主医療機関連合会（以下「石川民医連」とする）に加盟する施設が所属する法人は、職員の施設間異動に伴う移転費用に関し次のように定める。

#### 第1条 目的

石川における民医連綱領の実現をめざし、長期構想と各職種政策、研修基準に基づく積極的な人事交流を実施していくために、転勤を命じられた職員の費用負担を軽減するために定める。

#### 第2条 運送料

石川民医連内で転任を命じられた職員が、その転任にともない移住するときは、運送料として次の金額を限度として実費支給する。

単身赴任のとき 金 40,000 円

家族同伴のとき 金 80,000 円

#### 第3条 貸借料

新規に貸借が必要な場合、次の金額を支給する。

単身赴任、家族同伴を問わず、金 300,000 円を限度に実費支給する。

但し、権利金、敷金、礼金、不動産手数料等のうち、契約終了後に返却されるものは所属施設に返金する。

第4条 運送料、及び貸借料は、領収書にもとづき移転先施設が支給する。

第5条 本規定は、1995年4月1日付異動職員より適用する。

1998年1月 一部改訂  
 2013年4月1日 一部改定  
 2015年4月1日 一部改定